

新中健第4454号
令和2年12月18日

中央区自治協議会委員 各位

中 央 区 長

中央区地域健康福祉計画・地域福祉活動計画（案）の概要について（報告）

標記について、別紙のとおりご報告いたします。

担当：中央区健康福祉課課長補佐 堀川
TEL025-223-1000 内線 37200

中央区地域健康福祉計画・地域福祉活動計画（案）の概要について

1 計画の構成

- 第1章 計画の概要（計画策定の趣旨、前計画の振り返り、策定の経緯など）
- 第2章 中央区の現状と課題
（区の概況、統計データ、アンケート結果、区の課題）
- 第3章 地域福祉の展開
（基本理念、目標、取り組みの展開、地区社会福祉協議会の取り組み）
- 資料編（主な取り組み一覧、相談窓口、用語解説）

2 計画期間

令和3年度から8年度の6年間

3 基本理念

一人ひとりがお互いに支えあい、助けあい、
だれもが安心していきいきと暮らせる中央区

だれもが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるよう、区民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、世代や分野を超えてつながり、支えあい、助けあうことのできる地域づくりに向けた取り組みを進めるものです。

4 計画の体系

第3期中央区地域健康福祉計画・地域福祉活動計画は、中央区の目指すべき将来像としての「基本理念」を達成するために、中央区の地域福祉を推進していく上での方向性を示す5つの「目標」と、それぞれの「目標」における基本的な方針を設定しています。

基本理念 一人ひとりがお互いに支えあい、助けあい、
だれもが安心していきいきと暮らせる中央区

目標1 支えあい、助けあう意識を持った地域づくり

- 1 身近なつながりを広げる ～支えあいはご近所づきあいから～
- 2 ネットワークを広げる ～地域団体や事業者もつながって～
- 3 地域で子どもを育てる ～子育て世帯をまるごと支える～

目標2 つながり、協働し、だれもが活躍できる地域づくり

- 1 だれもが参加できる交流の場をつくる ～多様性が活かされる場～
- 2 地域の資源を活用する ～事業所・施設、関係機関など～

目標3 いつでも気軽に相談できる地域づくり

- 1 身近なつながりで困っている人を支える ～支えあう仕組み～
- 2 情報を伝える方法を工夫する ～紙からインターネットまで～

目標4 健やかでいきいきと暮らせる地域づくり

- 1 一人ひとりが健康づくりに取り組む ～予防と改善を意識～
- 2 地域で健康づくりに取り組む ～みんなでいきいき暮らし～

目標5 安心・安全に暮らせる地域づくり

- 1 地域で見守り・声をかけあう ～日頃のつながりが大切～
- 2 地域防災力を高める ～災害時の避難体制を想定～
- 3 地域防犯力を高める ～警察などと連携して安心・安全を～

5 地域福祉活動計画について

中央区社会福祉協議会では、地区社会福祉協議会ごとに活動計画リスニングを実施し、自治会・町内会をはじめとする地域団体などと協働して行う活動・行動計画である「地域福祉活動計画」を作成しました。各地区の目標・目指す姿は以下のとおりです。

| 地区 | 目標・目指す姿 | 地区 | 目標・目指す姿 |
|------------------|--|-----|---|
| 入舟 | ①集える場所が増え助け合えるまち ②若者や子どもや高齢者などみんなが共存できるまち ③空き家を含めて将来に備えみんなが考えられるまち | 南万代 | ①ご近所さんの顔が見えるまち ②人と人との助け合いやつながり、交流のあるまち ③健康で、安心・安全で、暮らしやすいまち |
| 栄 | ①世代交流の活性化 ②ふれあいの場（機会）の確保 ③人材の育成・他機関との連携強化 | 万代 | ①みんなが気軽に話せる風通しの良い街 ②住民が地域に関心を持ち、地域行事に参加する街 ③ハード・ソフト面の環境整備が進む街 |
| 湊 | ①生活の中に相互扶助の力があって住みやすいまち ②若い世代の子育てにも配慮のある安心・安全なまち ③住民の多様な声に対処できるまち | 長嶺 | ①元気で長生き～びんびんころりん～ ②安心安全、活力のあるまちづくり ③地域活動の担い手の育成 |
| 豊照 | ①福祉・厚生部会（構成4団体）の連携を密にして、助けを求める人を網の目から漏らさないよう支援 ②災害時における避難支援の拡充 ③向こう三軒両隣のお付き合いがスムーズで、住んでいてよかったと思える環境づくり | 沼垂 | ①いろんな人が明るく元気に助けあえるまち ②地域と学校が協働できるまち ③高齢者の活動が活発なまち |
| 新潟 （旭水 含む） | ①高齢者も若い人も夢のある街 ②多世代が交流できる街 ③地域みんなが集う場所のある街 ④お互いに助け合い・協力できる街 | 鳥屋野 | ①住民どうしのあいさつ交流があるまち ②世代間交流ができていくまち ③災害時の支援体制が充実したまち |
| 礎 | ①町内会の活性化～地域の人との交流が図れるまち～ ②健康を保てるまち ③声かけしあえるまち | 上山 | ①向こう三軒両隣が生きているまち ②小さな活動が積み重なり、あいさつがしあえるまち |
| 大畑 | ①ご近所でお互い支え合い、助け合うまちづくり ②誰もが安心・安全に暮らせるまち ③みんながいきいきと生活し、気軽に交流できるまち ④災害時にみんなで助け合う体制づくりがあるまち | 女池 | ①安心・安全で住みやすいまち ②みんなで声をかけあうまち ③三世代が地域に根ざすまち |
| 鏡淵 | ①困りごとを気軽に相談できるまち ②声掛け・あいさつをして、安心して暮らせるまち ③住民同士の交流を盛んに行い、みんなが知り合えるまち | 上所 | ①健康寿命を長くするまち ②ご近所さんの顔が見えるまち ③隣近所の住民同士が語り合え、自然と助け合いができるまち |
| 白山 | ①声掛け・あいさつのあられるまち ②行事にみんなが集う世代交流 ③向こう三軒両隣で安心して暮らせるまち ④高齢者が活躍できるまち | 紫竹山 | ①多世代の交流があるまち ②子どもたちが明るく元気に育つまち ③次世代の育成とふれあいづくり |
| 浜浦 | ①住んで良かったと思えるまち ～住み続けたい、憧れる地域でありたい～ ②世代間交流が活発なまち ③高齢者が自ら地域活動に参加し、安心して暮らせるまち | 笹口 | ①安心・安全なまちづくり ②若い力が育ち、次世代へつながるまち ③マンション住民と交流できるまち ④身近な地域に交流のある場所があるまち |
| 関屋 | ①みんなが交流し、協力しあえるまち ②子どもたちが生き生きと育つまち ③健康に暮らせるまち ④安心・安全なまち | 山湯 | ①多世代の交流がさかんなまち ②地域の人同士が顔が見える地域にしたい ③身近な場所・活動拠点で交流ができるまち |
| 有明台 | ①気軽に声をかけあい、おもしろいのあるまち ②居場所のあるまち ③高齢者と若者が交流できるまち ④「新しい生活様式」を実践するまち | | |

「中央区地域健康福祉計画・地域福祉活動計画」(案) に対する 市民意見募集について

1. 案件の概要

「中央区地域健康福祉計画・地域福祉活動計画」は、子どもから高齢者まで、年齢や障がいのある方、ない方などに関わらず、だれもが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるよう、地域における支え合いや助け合う力を高めながら福祉のまちづくりを進めていくための計画です。このたび、令和3年度から令和8年度までの計画案がまとまりましたので、皆様のご意見をお聞かせください。

2. ご意見の募集期間

令和2年12月21日(月曜)から令和3年1月19日(火曜)まで

3. 配布・閲覧場所

以下の場所で資料の配布・閲覧を行っています。(閉庁日は除きます)

- ・ 本市ホームページ
(<http://www.city.niigata.lg.jp/chuo/torikumi/sanka/pub/kenkoplan.html>)
- ・ 中央区役所 健康福祉課(3階)、地域課(5階)
- ・ 中央区東出張所、南出張所
- ・ 各区役所(設置場所は各区地域課又は地域総務課にお問い合わせください)
- ・ 市役所 市政情報室(本館1階)
- ・ 中央図書館(ほんぽーと)

4. 記入上の注意

- ・ 第2章1から3(統計データやアンケート結果)、第3章4(地域福祉活動計画部分)、資料編については、意見募集の対象としません。
- ・ 意見書に住所・氏名(法人その他の団体にあつては、所在地・名称・代表者の氏名)、連絡先(電話番号、ファックス番号、メールアドレス等)を必ず明記してください。上記要件を満たす任意様式でも構いません。
- ・ ご意見は該当箇所(ページ、行番号など)を特定し、できるだけ具体的に、日本語でご記入ください。
- ・ 締切日までに到着しなかった場合は、無効とさせていただきます。
- ・ 電話や口頭でのご意見はお受けできません。

5. ご意見（意見書）の提出方法

以下のいずれかをお願いいたします。

| | |
|-------|---|
| 郵送 | 〒951-8553（住所不要） 新潟市中央区役所 健康福祉課 地域福祉担当 宛 |
| ファックス | FAX 025-223-7151 新潟市中央区役所 健康福祉課 地域福祉担当 宛 |
| 電子メール | アドレス kenko.c@city.niigata.lg.jp |
| 直接持参 | 配布・閲覧場所 |

6. ご提出いただいたご意見の取り扱い

- ・この手続により収集した個人情報については、「新潟市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱います。
- ・提出されたご意見は、その概要をとりまとめ、ホームページ等で市の考え方を公表します。個別の回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

7. お問い合わせ

新潟市中央区役所健康福祉課 地域福祉担当（中央区役所3階）

〒951-8553 新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT213階

電話：025-223-7252（直通）

FAX：025-223-7151

電子メール：kenko.c@city.niigata.lg.jp

【意見提出用紙】

中央区地域健康福祉計画（案）に対する意見書

| | | | |
|--|--|-----|--|
| （ふりがな） 氏 名（必須） | | | |
| 住 所（必須） | 〒 | | |
| 連絡先（必須） （ どちらかを ご記入ください） | <input type="checkbox"/> 電話番号（ ） <input type="checkbox"/> F A X 番号（ ） <input type="checkbox"/> 電子メール（ ） | | |
| 市内にお住まい でない方（区分） | 市内にお住まいでない方は、該当する区分をご選択ください（必須） <input type="checkbox"/> 市内在勤 （名 称 ） （所在地 ） <input type="checkbox"/> 市内在学 （名 称 ） （所在地 ） <input type="checkbox"/> 利害関係者 （利害内容： ） | | |
| 意見内容（必須） | | | |
| ※ ご意見は該当箇所（ページ、行数など）を指摘し、具体的にご記入ください。 ※ 第2章1から3、第3章4、資料編については、意見募集の対象としません。 （統計データやアンケート結果、地域福祉活動計画部分及び資料編） | | | |
| <table border="1"><tr><td style="text-align: center;">収 受</td></tr><tr><td style="height: 100px;"></td></tr></table> | | 収 受 | |
| 収 受 | | | |
| | | | |

※ 上記フォーム以外の形式においても、必要項目が記載されていれば意見書として提出可能です。

※ 電話や口頭でのご意見はお受けできません。

【提出期限】令和3年1月19日（火曜）必着

【提出方法】郵送：〒951-8553（住所不要）新潟市中央区役所 健康福祉課 地域福祉担当 宛
ファックス：025-223-7151（この用紙をそのままご利用いただけます）

電子メール：kenko.c@city.niigata.lg.jp（この用紙又は必要事項を記入して添付ください）

直接：新潟市中央区役所健康福祉課地域福祉担当（中央区役所3階）、他配付・設置場所